

3 地図整備事業は次のことも役に立ちます



この事業で作成する地図は、土地に関するあらゆる施策の基礎資料として利用できるほか、事業には次のような意義と効果があります。

- ① 法務局に地図が備え付けられることによって、皆さんの土地（財産）が安心して維持できます。
- ② 境界くいが消失した場合、復元が正確に、しかも容易に行うことができます。
- ③ 土地の売買や、土地の分筆を行う場合、測量費用と時間が節約できます。



4 このようにして地図を作ります

調査のための資料を作ります。

古くからある土地の基本地図と、法務局(登記所)の土地の地積測量図、さらに登記簿などで「所有者」「地番」「面積」などを土地ごとに調査します。

備え付けの図面と現地の違いを比較します。

備え付けの図面と現地の使用位置とに差異がある場合にはそれぞれ土地所有者間で協議していただきます。

皆さんの承諾が得られましたらこれに基づいた最終的な地図を本市で作成します。

法務局(登記所)に地図訂正などの手続きを申請する場合には、この図面のほかに土地所有者の皆さんの承諾書・印鑑証明書・申請書が必要となります。手続きは市役所が代行し行います。

現地におけるそれぞれの土地の境界を調査します。

境界くいのない場合には、皆さんのが立ち合いにより境界の位置を明示してください。

◎ この作業は、特に重要な事項となりますので皆さんのご協力が必要です。

備え付けの図面に対して街区全体が違っている場合には法務局(登記所)に対して集団的に地図訂正などの手続きの申請が必要となりますので、どうしたらよいかを皆さんと協議します。

◎ 地図訂正や地積更正の登記を行わず、備え付けの図面と違った状態のまま土地を使用することは、後日に問題を残すばかりか、あらためて自分たちの費用で測量を行う必要が生じ、費用的にも技術的にも大きな負担となります。

皆さんの同意によって明らかとなつた境界には、本市で境界くい(木くい)を設置します。

◎ この境界くい(木くい)は、早い時期に石標くいに交換することをお勧めします。なお、交換に必要な費用は、それぞれ土地所有者が共同で負担していただきます。

5 その他

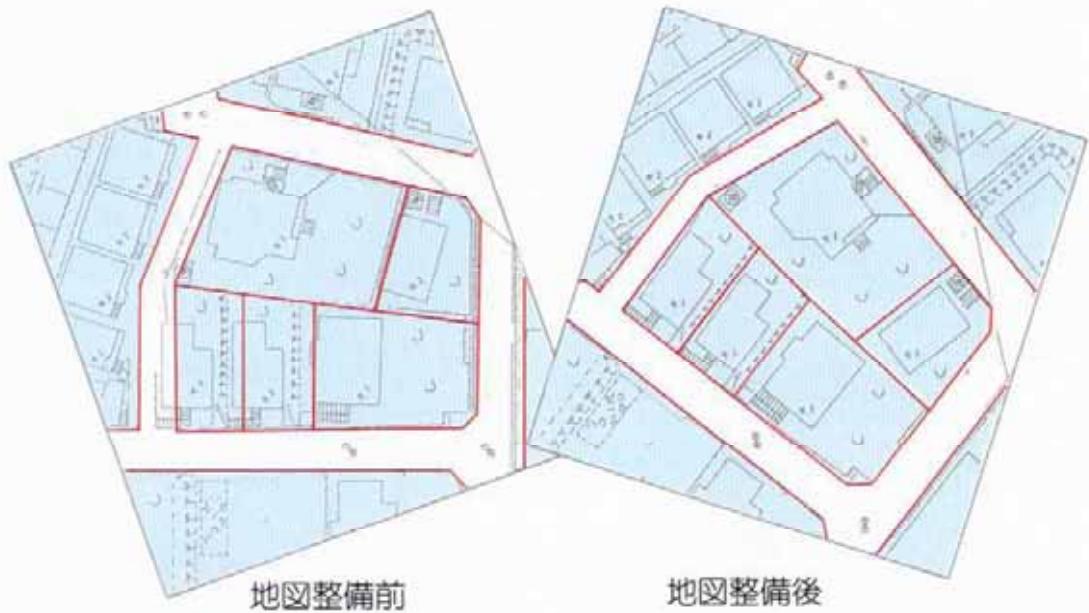
この調査と測量は、国土地理院が設置した国家三角点と、これに体系づけられた札幌市の公共基準点を骨格とした高精度の多角基準点から測定しますし、面積や座標の計算作業はすべて電子計算機を使用していますので非常に精度の優れた成果が得られます。

- 新しい公共事業などを円滑に進めまた皆さんの大切な財産である土地を適正に保全するためにも、このような高精度の測量と地図の作成が役に立ちます。
- 地域全体が備え付けの地図と相違する位置に移動している場合は正方法としては、こうした地図整備による集団的は正方法が最も適切な方法であると言われています。
この機会にぜひともこうした問題を皆さんと考え、解決をし、住みよい、住んでよかつたと言える地域社会の建設にご協力ください。
- この事業で作成します地図はさらに道路台帳図などに活用するため、家屋などの位置を同時に測量いたしますので、よろしくご協力ください。

測量をした結果皆様方の土地の状況はこのようになっております！







やっと完成しました
どうもごくろうさま！



この事業でご不明な点がありましたら下記までご連絡下さい。

札幌市建設局管理部管理測量課 (TEL 011-211-2468)
2562

